

令和6年度決算における引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に改定となり、地方消費税率も1.0%から1.7%（消費税換算）に改定されました。また、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に改定となり、地方消費税率も2.2%（消費税換算）に改定されました。引き上げ分に係る地方消費税分（社会保障財源分）については、社会保障4経費（年金、医療及び介護の社会保障給付、少子化に対処するための施策に要する経費）を含む社会保障施策に要する経費の充実と安定化に充てるものとされています。

地方公共団体においては、引き上げ分の地方消費税収の充当について、総務省から予算説明書等での明示を求められています。
この内容を踏まえ、地方消費税交付金のうち引き上げ相当分について、以下のとおりその使途を明確化します。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 2,723,095 千円

（歳出） 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 42,113,497 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳					その他	
		特定財源			一般財源			
		国県 支出金	市債	その他	社会保障財源 化分の地方消 費税交付金	その他		
社会 福祉	社会福祉事業	684,798	41,820	17,300	173	0	625,505	
	障害者福祉事業	3,196,346	2,032,302	0	43,294	0	1,120,750	
	高齢者福祉事業	363,363	132,285	0	66,468	0	164,610	
	児童福祉事業	23,929,010	13,581,780	18,100	1,558,093	163,176	8,607,861	
	生活保護扶助事業	5,147,622	2,238,522	0	94,259	0	2,814,841	
	小計	33,321,139	18,026,709	35,400	1,762,287	163,176	13,333,567	
社会 保険	介護保険事業	1,857,300	90,924	0	0	1,728,052	38,324	
	国民健康保険事業	1,200,618	506,381	0	83	679,093	15,061	
	小計	3,057,918	597,305	0	83	2,407,145	53,385	
保健 衛生	高齢者医療事業	2,097,843	271,502	0	34,965	152,774	1,638,602	
	乳幼児医療費助成事業	1,416,739	366,950	0	0	0	1,049,789	
	母子福祉事業	441,651	43,875	0	0	0	397,776	
	予防事業	1,684,032	19,078	0	16,365	0	1,648,589	
	医療提供体制確保事業	94,175	315	0	9,693	0	84,167	
	小計	5,734,440	701,720	0	61,023	152,774	4,818,923	
合計		42,113,497	19,325,734	35,400	1,823,393	2,723,095	18,205,875	